

案と最終通知の対比

食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)

案	施行時
<p>第1 規定の趣旨</p> <p>4 他の法律における広告等に関する規制との関係</p>	
<p>なお、今般導入した規定の他に、こうした広告等を規制する規定を持つ法律としては、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、薬事法(昭和 35 年法律第 135 号)...</p>	<p>今般導入した規定の他に、こうした広告等を規制する規定を持つ法律としては、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、<u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 17 号)</u>、薬事法(昭和 35 年法律第 135 号)...</p>
<p>第2 法第 32 条の2の規定により禁止される広告等</p> <p>1 同条の規制の適用を受ける対象者</p>	
<p>同条の規定により誇大表示が禁止される対象者は「何人も」と規定されている。このため、今般の措置の適用を受ける者は、当該食品等の製造業者、販売業者等に限定されず、虚偽又は誇大な広告等の媒体が新聞、雑誌、ラジオ、テレビである場合は、当該広告等業者はもちろん、当該広告等を行った新聞社、雑誌社等も、同条の規定に違反したことになる。</p>	<p>同条の規定により誇大表示が禁止される対象者は「何人も」と規定されている。このため、今般の措置の適用を受ける者は、<u>直ちに当該食品等の製造業者、販売業者等に限定されるものではないことに注意する必要がある。</u></p>

第2 法第32条の2の規定により禁止される広告等

2 同条の規制の対象となる広告等

(3)(案では③)

②(案ではイ) 厚生労働省令で定める事項

また、同条では、併せて「厚生労働省令で定める事項」についても広告等の規制の対象としており、この厚生労働省令で定める事項の内容としては、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)において、次に掲げるものを定めたところである。・・・

同条では、併せて「厚生労働省令で定める事項」についても広告等の規制の対象としており、この厚生労働省令で定める事項の内容としては、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第18号において、次に掲げるものを定めることとしている。

なお、これらについては、健康の保持増進の効果とともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることに関係する場合において規制対象となる。

第2 法第32条の2の規定により禁止される広告等

3 禁止の対象となる「著しく事実に相違する表示」及び「著しく人を誤認させるような表示」

同条では、(中略)誤認されることとなる表示を行えば、同条違反となる。

①「著しく」

・・・

同条では、(中略)誤認されることとなる表示を行えば、同条違反となる。

なお、著しく事実に相違する表示、著しく人を誤認させる表示であるか否かの判断に当たっては、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となる。

①「著しく」

・・・

食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)に係る留意事項

案	施行時
第1 健康増進法第32条の2の規制の適用を受ける対象者の範囲	
<p>第1 広告等の範囲から始まる</p>	<p>広告等の範囲を「第2」とし、第1として下記を挿入</p> <p>第1 健康増進法第32条の2の規制の適用を受ける対象者の範囲</p> <p>「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)」(以下「指針」という。)の第2の1において、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第32条の2の規制を受ける対象者を示しているところであるが、具体的には、次により判断することとする。</p> <p>1 広告依頼者の第一義的責任</p> <p>広告の掲載を依頼し、販売促進その他の利益を享受することとなる当該食品製造業者又は販売業者(以下「広告依頼者」という。)が、法第32条の2の規制の適用の対象者となるのは当然である。</p> <p>2 同条と広告媒体との関係</p> <p>これに対し、広告依頼者から依頼を受けて、当該「広告その他の表示」を掲載する新聞、雑誌、テレビ、出版等の業務に携わる者の責任により作成された「広告その他の表</p>

	<p>示」を掲載、放送等することから、直ちに同条の適用の対象者となるものではない。</p> <p>しかしながら、当該「広告その他の表示」の内容が虚偽誇大なものであることを予見し、又は容易に予見し得た場合等特別な事情がある場合においては、広告依頼者とともに同条の適用があり得る。</p>
<p>第3(案では第2) 健康保持増進効果等の表示に該当するものの例</p>	
<p>指針の2の(2)の③に掲げる健康保持増進効果等の表示に該当するものの具体例は次の通りである。</p> <p>(1) 健康の保持増進の効果</p> <p>...</p>	<p>指針の2の(2)の③に掲げる健康保持増進効果等の表示に該当するものの具体例は次のとおりである。<u>なお、指針においても示したところであるが、法第32条の2は、健康保持増進効果等に関する広告等について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない旨を定めているものであり、第2の広告等の範囲に該当するものがつぎの効果等の表示に関し、第4で判断基準を示したような「事実に著しく相違する」又は「著しく人を誤認させる」場合に、規制されることとなるものである。</u></p> <p>(1) 健康の保持増進の効果</p> <p>...</p>
<p>第4(案では第3) 法第32条の2該当性の判断基準の明確化</p> <p>1 事実に相違すること又は人を誤認させることが明らかであると判断できる表示</p>	
<p>以下に例示するように、表示内容のみで明らかに事実と相違する又は人を誤認させると判断できるものについては、速やかに広告等の取下</p>	<p>以下に例示するように、表示内容のみで明らかに事実と相違する又は人を誤認させると判断できるものについては、速やかに広告等の取下げ、内容の修正等の必要な指導</p>

<p>げ、内容の修正等の必要な指導を行われるとともに、指導の結果等を厚生労働省に報告していただくようお願いする。</p>	<p>を行われるとともに、指導の結果等を厚生労働省<u>医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室</u>(以下「<u>対策室</u>」という。)あてに報告していただくようお願いする。</p>
<p>第5(案では第4) いわゆる健康食品に対する広告等監視の手順及び監視体制の整備 2(案では(2)) 広告等監視体制の整備 (1)(案ではア)都道府県等衛生部局長及び保健所長等の取組 ウ(案では(iii))</p>	
<p>当該対処方針では、法主管課室が重点的に監視指導すべき施設、食品等を定める等、<u>各自治体</u>ごとの地域の実情を踏まえた監視指導のあり方を定めることが望ましいこと。</p>	<p>当該対処方針では、法主管課室が重点的に監視指導すべき施設、食品等を定める等、<u>各地方公共団体</u>ごとの地域の実情を踏まえた監視指導のあり方を定めることが望ましいこと。</p>